

市第 114 号議案

横浜市福祉授産所条例の一部改正

横浜市福祉授産所条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市福祉授産所条例の一部を改正する条例

横浜市福祉授産所条例（昭和45年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 5 条第16項」を「第 5 条第15項」に改める。

第 7 条第 1 項中「第29条第 3 項」を「第29条第 3 項第 1 号」に改める。

別表横浜市鶴見福祉授産所の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市鶴見福祉授産所を廃止するとともに、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市福祉授産所条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市福祉授産所条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（事業）

第 2 条 授産所は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 15 項
第 5 条第 16 項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）を行う。

（使用料）

第 7 条 授産所を利用する者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 の規定により利用する者を除く。）は、法第 29 条
第 29 条
第 3 項第 1 号の規定により定められた就労継続支援に係る費用の
第 3 項額の使用料を納付しなければならない。

（第 2 項省略）

別表（第 1 条第 2 項）

名 称	位 置
横浜市鶴見福祉授産所	横浜市鶴見区
（省 略）	